

西興部村森林整備計画

計画期間 (自 令和 6年 4月 1日)
(至 令和16年 3月31日)
(令和 7年 4月 1日変更)

北海道
西興部村

計画変更の理由

次の理由により西興部村森林整備計画を変更する。

変更理由	地域森林計画の変更に伴う内容の見直し
変更内容	特に効率的な施業が可能な森林区域の追加、森林の現況にあわせた森林面積の変更及び森林の保護に関する事項の文言の修正。
変更計画が有効となる年月日	令和7年4月1日から適用

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
	(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	1
	(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	4
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
	(1) 人工造林の対象樹種	6
	(2) 人工造林の標準的な方法	7
	(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針	8
2	天然更新に関する事項	8
	(1) 天然更新の対象樹種	8
	(2) 天然更新の標準的な方法	8
	(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
	(1) 造林の対象樹種	10
	(2) 生育し得る最大の立木の本数	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類の標準的な方法	11
	(1) 下刈	11
	(2) 除伐	11
	(3) つる伐り	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
	(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	12
	(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林 その他水源涵養機能維持林以外の森林	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における施業の方法	13
	(1) 区域の設定	13
	(2) 施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
	(1) 水資源保全ゾーン	14
	(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	14
	(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	14
	(4) その他	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の施業又は経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	作業路網の整備に関する事項	
	(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び	
	作業システムに関する事項	16
	(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項	17
	(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	18
2	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
	(1) 人材の育成・確保	19
	(2) 林業事業体の経営体質強化	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	21
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
2	その他必要な事項	21
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	
1	森林病害虫の駆除及び予防の方法等	21
	(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法等	21
	(2) その他	22
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	22
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
	(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	22
	(2) その他	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	23
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
2	生活環境の整備に関する事項	23
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	24
7	その他必要な事項	24
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	27
別表2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	32
別表3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	38
別表4	鳥獣害防止森林区域	39

西興部村位置図



凡 例	
	国有林
	道有林
	一般民有林
	河川
	山岳
	市町村界
	主要道

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は北海道北東部、網走支庁管内の西北端に位置し、北は興部町、南は滝上町、西は上川郡下川町に接し、北緯44度12分より44度26分、東緯142度48分から143度4分の間位置しています。

村の南西に北見山脈が高くそびえ、そこから流れ出る興部川、藻興部川が村内を貫通し、この2河川の流域と支流の小沢に沿って、帯状に緩傾斜の低地があり、農耕地が開発されている。両河川に沿って連なって8集落が形成され、更に興部支流に2集落が形成されています。

気候は、オホーツク海気圧の影響を受け概ね低温不順であり、年平均気温は約6℃、年間降水量は約1000mm、夏は濃霧の来襲を見ることもあります。冬期は積雪も多く150cmを越えることもあります。

本村の基幹産業である農業は、旧来の畑作から地域の自然環境に適合した酪農への転換が図られ、規模の拡大と生産基盤の整備等農業の近代化に努めてきました。

また、林業においては、森林資源の枯渇とともに、伐採、製材部門の縮小、廃業が相次ぎ、過疎化の要因ともなっています。

森林が有する多面的機能に対する社会的要請と期待が益々高まる中で、地域住民の幅広いニーズに応えながら、林産物の提供のみならず、森林とのふれあいや生物の保全など良好な環境の提供や国土の保全、山地災害の防止、水資源のかん養等の諸機能を総合的かつ高度に発揮させるために、的確な森林資源の整備を積極的に推進する必要があります。

村の総面積は、30,808haであるが森林面積は27,479haで、総面積の89%と大半を占めている。その内訳は一般民有林4,835ha、道有林22,644haとなっています。

カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、7,122haであり、人工林率は26%となっている。齢級構成は6～8齢級の林分が多く占め、今後、適正な間伐を実施していくことが重要であるが、木材価格の低迷による林業環境の悪化により、間伐の遅れている森林が増加傾向にあります。

しかしながら、村内の森林のうち、道有林、村有林及び私有林で合わせて、25,405haをS G E Cの森林認証を取得しており、森林の保護と利用が両立する適切な森林管理を実施し、持続可能な森林経営を進めているほか、認証森林から生産される林産物については、環境に優しい製品としての需要の拡大が見込まれています。

また、村内は、全域が猟区に設定されており、村の面積の9割を占める森林を中心に、N P O法人西興部村猟区管理協会によるガイド付きの狩猟を実施しています。

近年エゾシカの農林業への被害が顕著になっていますが、エゾシカなどの野生動物を有用な森林資源として活用を進め、森林環境や村民の生活環境を守りながら野生動物との共存を図ることが必要となっています。

本計画の策定にあたっては「地域森林計画」の森林整備に関する基本的事項に即し、北海道、村、森林組合、森林所有者や森林を活用している地域の関係者の理解と協力を得ながら一体となった計画的な森林整備及び保全を推進するとともに、森林資源の現況、過去の施業実績、さらには自然的社会的諸条件を考慮して、森林の整備目標及び目標達成のための条件整備の方向付けを樹立し、森林の健全性を確保するための間伐・保育・複層林施業、長伐期施業等の実情に応じた適切な森林の整備を地域ぐるみで計画的に推進することとしました。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路面整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的・社会的条件を勘案して、森林を公益的機能別施業森林と木材等生産機能を重視すべき公益的機能別施業森林以外の森林（以下、「木材等生産林」という）に区分するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、村民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーションや文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、 「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

これらの区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

[森林の区域と森林の整備の基本方針]

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復、並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留め等の施設の設置を推進する。

快適環境 形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮断能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出など生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。	
保健・レクリエーション機能 ／ 文化機能 ／ 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となっている潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。	

公益的機能別施業森林以外の森林

木材等 生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかである等の自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需給に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次表の3つの施業方法により、森林の区域に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

区分	施業方法	対象とする森林
育成単層林施業	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業。	<ul style="list-style-type: none"> 人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林。 森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林。
育成複層林施業	森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業。	<ul style="list-style-type: none"> 人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林。
天然生林施業	主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業。	<ul style="list-style-type: none"> ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林。 国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、村、道有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本村における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林における平均生長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。また、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を促すためのものではありません。

樹種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラムツ（グイマツ交雑種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。）	30
	ヤナギ（注1）	5
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注2）	25

（注1）敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るため短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保安施設地区並びに公益的機能別施業森林は除きます。

（注2）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本村における立木の伐採（主伐）方法等は、次のとおり行うこととします。

- (1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち②の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮することとします。

② 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持管理に留意配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認したうえで配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然幼樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

- (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
- a 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (4) 立木の伐採にあたっては、将来的に腐朽被害の原因となる立木の損傷を極力減らすため、傷が付きやすい成長旺盛期には丁寧な作業に留意するほか、集材路側にある立木に保護板（あて木）を設置することや、作業道・集材路を活用しながら機械の林内走行の範囲を限定するなど、伐採しない立木の損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (5) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- (6) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。
- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

- ① 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定することとします。
- ② 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に河川沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。
 なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。
- ③ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

樹 種	備 考
カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）、ヤチダモ、カツラ、ハリギリ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ類、ミズナラ、その他郷土樹種等	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めることとします。

植栽時期	樹 種	植栽期間
春植え	全樹種	～6月10日
秋植え	全樹種	9月中旬～11月下旬

(2) 人工造林の標準的な方法

① 育成単層林を導入または維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うこととします。

b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

c 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

d 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)の①のdの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立て本数	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めることとします。

② 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽の本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

西興部村のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。



西興部村森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本/haとすると

$$2,000 \times 30\% = 600$$

となり、トドマツはおおむね600本/ha以上を植栽することとなります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は、2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではトドマツなどの道産針葉樹のほかカンバ類やドロノキ・ハンノキなどとし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなどの高木性でぼう芽性の高い樹種とします。

樹 種	備 考
エゾマツ、アカエゾマツ、トドマツ、イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ドロノキ、ハンノキ等	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めることとします。

(2) 天然更新の標準的な方法

① 天然更新の完了の判断基準

Ⅱの第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、幼齡林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齡林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}^{(注6)} \times 10$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新すべき期間が満了した日における期待成立数」

広葉樹		針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)	
階層	期待成立本数	階層	期待成立本数
上層	300本/ha	上層(カラマツ)	300本/ha
中層	3,300本/ha	上層(その他針葉樹)	600本/ha
下層	10,000本/ha		

- 上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）
- 中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの
- 下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により、天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6月～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行なって更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとします。

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況などを勘案することとします。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

- a 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- b 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- c 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- d 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- e ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域（林小班）	参 考
別表3のとおり	

上記の森林は、伐採後、「伐採跡地の更新すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。（注）

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

- ① 人工造林の場合
1の(1)による。
- ② 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)の①において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉がお互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (一般材) 【クイマツ との交雑種 を含む】	植栽本数：2000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	18	25	33	41	—	選木方法 ～定性及び列状 間伐率 ～20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 ～7年 標準伐期齢以上 ～8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	20	27	35	45	—	選木方法 ～定性及び列状 間伐率 ～20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 ～8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	23	29	37	47	60	選木方法 ～定性及び列状 間伐率 ～20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 ～9年

注1)「カラマツ間伐施業指針、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

注2)トドマツについては、西興部村の地位4に依りて値を設定した。

注3)植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

注4)気象災害や病虫獣害により被害を受けた森林の間伐において、上記の間伐率によらない場合は、林業普及指導員等と相談の上適切に実施する。

(3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業に適した条件のある森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 下刈

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることとします。

(3) つる伐り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	植栽年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①			
トドマツ	春	①	②	②	②	①	①	①	①		
	秋		②	②	②	②	①	①	①	①	
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

樹種	植栽年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春			△							
	秋				△						
トドマツ	春				△						
	秋					△					
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注1) カラマツには、グイマツ等との交配種を含み、アカエゾマツには、エゾマツを含む。

注2) 記載の例

①：下刈1回 ②：下刈2回 △：つる伐り、除伐

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置づけ、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養^{かん}林）

① 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源^{かん}地周辺の森林、S G E C 認証森林の一部、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養^{かん}機能維持林以外の森林

① 区域の設定

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人名・人家等施設への被害の恐れがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

防風保安林やその他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

c 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、優れた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、択伐以外の方法により複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めることとした上で、一部を皆伐することを可能とし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のための特定の広葉樹を育成する森林施業を行う森林と定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の育成に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めることとします。木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新をおこなうこととします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安して定めることとします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	(参考)主伐時期の平均直径
カラマツ (グイマツとの交雑種を含む)	50年	中庸仕立て	34cm
トドマツ	55年	中庸仕立て	27cm
アカエゾマツ	75年	中庸仕立て	30cm

※トドマツについては、西興部村の地位4に応じて値を設定した。

区域の設定の基準及び施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

① 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養能の発揮が特に求められる森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

1の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、異なる伐採面積の縮小に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図ることとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

① 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

① 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

② 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(4) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当村における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が全体の約4割と全体の半分近くを占める。また、一般民有林の42%はトドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合及びその他の民有林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。また、航空レーザー測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。
 併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
 森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。
 なお、森林経営受委託においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、本村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。
 また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項
 該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 本村の森林所有者の4割は5ha未満の小規模な森林所有であることから、森林施業を計画的、効率的に行うために、村、森林組合、森林所有者等で地域ぐるみの推進体制の整備に努めることとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 小規模な森林所有者が多い本村で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。
 当村の人工林率は26%で、保育施業を必要とする若齢級林分が多く、この林分は特に除伐及び間伐を集中的に実施するが、推進にあたって施業実施協定の締結を促進し、計画的な森林施業を図ります。
 一方、不在村森林所有者に起因する施業の停滞など村の努力で解決できない問題が多々あるが、関係機関との連携強化により、ねばり強く施業実施協定の参画に合意を図りつつ施業を推進します。

森林施業共同化重点実施地区の設定計画 単位：ha

地区の名称	地区の所在	区域面積
中興部・中藻	1～2・57～59林班	375
中興部・成田の沢	54～56林班	262
六興・パンケ	3～10林班	637

中藻・水銀の沢	51～53・60～61林班	483
中藻・フト口	43～50林班	649
西興部・中藻	39～42林班	322
上藻	33～38林班	463
東興・忍路子	11～12・29～32林班	294
上興部・奥興部	13～16・20林班	420
奥興部・札滑	17～19林班	398
札滑	21～28林班	532
計		4,835

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にします。
- 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にします。
- 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にします。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

① 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（ 0° ～15° ）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15° ～30° ）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30° ～ ）	架線系作業システム	20〈15〉以上	20〈15〉以上

注) 1 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

3 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

② 作業システムに関する基本的事項

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能

林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。

このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等を活用した車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	フイラー・パンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスト・フォセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスト・フォセッサ)
	フイラー・パンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスト・フォセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスト・フォセッサ)
	ハーベスト	トラクタ【全幹集材】	ハーベスト	グラップルローダ
《グラップルローダ》		(ハーベスト)		
ハーベスト	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスト)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	チェンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスト・フォセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスト・フォセッサ)
急傾斜地 (30° ~)	チェンソー	スイングヤード【全幹集材】	チェンソー	グラップルローダ
			ハーベスト・フォセッサ	(ハーベスト・フォセッサ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ【全幹集材】を集材に活用している事例がある。

③ 路網整備等推進区域の設定

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等 推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定 延長	対 函 番 号	備考
46林班	84.29ha	七重中藻トドマツ線	900m	①	
50林班	61.52ha	中藻アカエゾマツ線	500m	②	
52林班	150.24ha	中藻山振専用線	600m	③	
52林班	154.20ha	中藻成田の沢線	1,200m	④	

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

① 基幹路網に関する事項

a 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

b 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

(一般民有林)

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		西興部村	奥興部		1				
//	//		//	七重		1				
//	//		//	中藻川向		1				
//	//		//	中興部		1				
	合計					4				
開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道(改良)		西興部村	札滑ウエンスリ	0.3	4		○		法面保全
	合計				0.3	4				

(道有林)

開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	西興部村	八号沢第一支	1.5	1	139	○		起点：字上藻 終点：字上藻
	合計				1.5	1				

② 細部路網の整備に関する事項

a 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

2 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の取得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本村においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用を努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの導入を検討することとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状（参考）	将 来
伐 採 造 林 集 材	伐倒	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタープロセッサ
	造材	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタープロセッサ
	集材	林内作業車、小型集材機	林内作業車、小型集材機 グラップルローダ、スキッド フォワーダ、タワーヤーダ
造 林 保育等	地拵、下刈り	チェーンソー、刈払機	
	枝打	人力	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、西興部村が策定した「西興部村地域材利用推進方針」（平成25年6月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

さらに、道有林、一般民有林から生産される有用広葉樹材は高次加工の楽器材の生産によって、地元材活用の促進と林産業の活性化に向けた取り組みがなされてきたところであり、優れた塗装技術を生かした新製品の開発と消費者ニーズに対応する生産システムの構築、市場の確保を進めます。

なお、特用林産物については、産業の少ない当地域において今後も就労の場として重要な役割を果たすことから地場産業の振興として、山菜加工場の生産拡大を進め、流通体制の確立と新しい加工品の商品開発を推進します。

(1) 木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進するため、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、原木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化を図ります。

また、流域森林・林業活性化センター等による流域内の森林所有者、素材生産業社間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的、安定的な素材生産を行うため、事業の共同・協業化、出口ロットの拡大等を推進します。

(2) 木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や遺産化炭素排出量の削減の観点から、林地残材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、地域の需要動向を踏まえ、林地残材の収集を必要とする場合は、地域関係者が連携して需要情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、安定的な供給に努めることとします。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状			将来			備考
	位置	規模	対函番号	位置	規模	対函番号	
山菜加工	忍路子	180000 kg	△2				
楽器材工場	忍路子	25000枚	△1				

4 その他必要な事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことです。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又は、それら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次の①又は②に掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、①に掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回等により被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又は被害が生じる恐れのある森林については、森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

① 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

② 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域においては、造林林種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、日常の業務の中で関係機関が連携して情報収集を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当村と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護にあたっては、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交林の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合には、森林法（昭和26年法律第249号）第21条、西興部村火入れに関する条例（昭和59年10月1日西興部村条例第7号）に基づき実施することとします。

(1) 目的

火入れを実施する目的は次のとおりとします。

- ① 造林のための地ごしらえ
- ② 開墾準備
- ③ 害虫駆除
- ④ 焼畑

(2) 火入れの方法

火入れは、風速・湿度等からみて延焼の恐れがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行うこととします。ただし、火入れ地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行うこととします。

また、火入れは日の出後に着手し、日没までに終えることとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合は、伐採促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

- ① 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。
- ② 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育

地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、西興部村森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

- (1) IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の「公益的機能別施業森林の施業方法」
- (3) IIの第6の3の「森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第7の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」
- (4) IIIの「森林の保護に関する事項」
- (5) 森林法施行規則第33条第1号の口の規定に基づく区域設定なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材の積極的な活用を目指して「地材地消」の取組を推進するとともに、SGEC森林認証を取得した森林の有効活用を検討します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

「西興部森林公園」については、村内の森林とのふれあいの場として広く認知されており、村民の散策や森林浴等、憩いの拠点となっています。利用者が親しみやすい森林環境を維持するため、キャンプ場、管理施設、散策道の施設の適切な管理に努めます。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林が有する環境保全機能を理解し、オホーツク総合振興局西部森林室において開催されている植樹祭、育林祭、森林浴ツアーへの住民参加を積極的に呼びかけ、枝打ちや植樹などの作業を通してうるおいある森づくりへの感心と意識向上を図ります。

また、住民のボランティアで実施している「我が村は美しく事業」の実施継続を行い、国道沿線の植樹やイタドリ、小径木の除去作業など村内の環境保全、景観整備に努めます。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

緑あふれる豊かな環境が私たちの生活に果たす役割を理解し、その恵みを体験しながら、親子による木のおもちゃづくりを通して木のクラフト文化を推進するウッディースクール事業を継続実施し、自然の大切さとふるさとへの愛着心を育み、森林づくりへの参加を推進します。

【主な取り組み】

- ① 地域住民参加による林業体験活動の推進（植樹、枝打ち、森林浴ツアー）

- ② 木のおもちゃづくりを通して木のクラフト文化を推進（ウッディスクール）
- ③ 森林体験教室等の実施
- ④ 住民ボランティアによる「我が村は美しく事業」の推進（国道沿い植樹、小径木除去）
- ⑤ 木育活動の推進

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

（1）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

（2）法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

（ア）主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の3区分とします。

（a）伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

（b）択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

（c）禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

（イ）伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

（a）水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20haを超えないものとします。

（b）土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10haを超えないものとします。

（c）その他の保安林であって、当該森林の地形、気候、土壌等の状況を勘察し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20haを超えないものとします。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の伐採率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例第10条の規定による許可が必要です。

【特別地域内における制限】

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐です。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐です。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内です。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によります。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内です。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を施し、特に施業の制限は受けません。

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法は、次表のとおりとします。

【その他の制限林における伐採方法】

区 分	制 限 内 容
そ の 他 制 限 林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とします。 (4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域(伝統的建造物群保存地区を除く。)においては、原則、禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

興部川の源流地区を含む奥興部地区においては水源涵養機能・山地災害防止機能・土壌保全機能が高いことから、長伐期施業及び複層林施業を積極的に取り入れることとします。また、上藻地区については、ウエンシリ岳登山に今後一層入り込み者の増大が想定されるため、自然と調和した景観・環境整備を図ることとします。